

温室効果ガス排出量報告書 2025

株式会社メルカリ

株式会社メルカリ（以下、「当社」）は、温室効果ガス排出量に関する情報の信頼性を確保するため、開示情報の一部について株式会社 E S G コンサルティングによる第三者保証を受けています。第三者保証を受けた年度データには  を付しています。

温室効果ガス排出量 Scope1,2

指標	単位	FY2021.6	FY2022.6	FY2023.6	FY2024.6	FY2025.6
Scope1	t-CO ₂	284 	303	330	370	576 
Scope2（マーケットベース）	t-CO ₂	1,373 	669	557	436	389 
Scope1,2 合計	t-CO ₂	1,657 	972	887	806	965 
削減率（FY2021.6 比）	%	—	41.3%	46.5%	51.4%	41.8% 

温室効果ガス排出量 Scope3 カテゴリ 9（輸送、配送（下流））

指標	単位	FY2023.6	FY2024.6	FY2025.6
Scope3 カテゴリ 9*	t-CO ₂	130,962 	176,400	201,230 
付加価値（売上総利益）	百万円	113,956	129,730	138,258
Scope3 カテゴリ 9 付加価値あたり排出量	t-CO ₂ /百万円	1.15 	1.36	1.46 
削減率（FY2023.6 比）	%	—	-18.3%	-26.6% 

※：フリマアプリ「メルカリ」及び「メルカリ Shops」における出品者から購入者への商品の輸送による CO₂ 排出量について、FY2023.6 以前は輸送トンキロに公表されている輸送トンキロ当たり CO₂ 排出原単位を乗じて算出していましたが、CO₂ 排出の実態をより適切に反映するため、FY2024.6 以降は輸送委託先における貨物輸送による CO₂ 排出量のうち自社の委託輸送分にかかる CO₂ 排出量を入手あるいは推計できた場合にはこれを使用して算定する方法に変更しています。変更前の方法により算定した FY2024.6 の Scope3 カテゴリ 9 は 171,961t-CO₂、FY2025.6 の Scope3 カテゴリ 9 は 209,920t-CO₂ です。

報告対象期間

FY2021.6：2020 年 7 月 1 日～2021 年 6 月 30 日（温室効果ガス排出量 Scope1,2 目標の基準年度）

FY2023.6：2022 年 7 月 1 日～2023 年 6 月 30 日（温室効果ガス排出量 Scope3 カテゴリ 9 目標の基準年度）

FY2025.6：2024 年 7 月 1 日～2025 年 6 月 30 日（直近年度）

算定基準

指標	算定方法・排出係数
Scope1	燃料使用に伴う CO ₂ 排出量及び HFC 排出量を GHG プロトコルに準拠して算定。 燃料の排出係数は各年度末における最新版の環境省・経済産業省「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」の値を使用。 HFC 排出量は「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則」の規定に基づき施行された各年度末における最新版のフロン類

	GWP 告示の地球温暖化係数を使用し CO₂ に換算。 算定対象範囲：株式会社メルカリ連結グループ
Scope2 (マーケットベース)	電力及び熱の使用に伴う CO₂ 排出量を GHG プロトコルに準拠して算定。 電力の排出係数は、日本国内は各年度末における最新版の環境省・経済産業省「電気事業者別排出係数一覧」の係数（FY2024.6 以前は調整後排出係数、FY2025.6 以降は基礎排出係数）、米国は調達先の電気事業者の排出係数、インドはインド政府電力省が公表する排出係数を使用。なお、再生可能エネルギー電力証書を適用した電力は排出ゼロとして算定している。 熱の排出係数は、各年度末における最新版の環境省・経済産業省「熱供給事業者別排出係数一覧」の代替値を使用。 算定対象範囲：株式会社メルカリ連結グループ
Scope3 カテゴリ 9 (輸送、配送（下流）)	フリマアプリ「メルカリ」及び「メルカリ Shops」における出品者から購入者への商品の輸送による CO₂ 排出量、輸送委託先倉庫における CO₂ 排出量のうち自社の委託輸送分にかかる CO₂ 排出量を算定。 商品の輸送による CO₂ 排出量について、日本国内輸送、米国内輸送は輸送トンキロに各年度末における最新版の環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース」の輸送トンキロ当たり CO₂ 排出原単位を乗じて算出。越境輸送は輸送トンキロに「GLEC フレームワーク (V3.1)」の航空貨物輸送にかかる輸送トンキロ当たり CO₂ 排出原単位 (TTW) を乗じて算出。なお、FY2024.6 以降、輸送委託先における貨物輸送による CO₂ 排出量のうち自社の委託輸送分にかかる CO₂ 排出量を入手あるいは推計できた場合はこれを算定に使用している。 算定対象範囲：株式会社メルカリ、Mercari, Inc.(米国)

独立した第三者保証報告書

2025年9月19日

株式会社メルカリ

取締役 兼 代表執行役 CEO 山田 進太郎 殿

株式会社E S Gコンサルティング
大阪市北区芝田一丁目1番4号

代表取締役



当社は、株式会社メルカリ（以下、「会社」という。）からの委嘱に基づき、会社が作成した温室効果ガス排出量報告書2025（以下、「GHG報告書」という。）に記載されている温室効果ガス削減目標の基準年度並びに2024年7月1日から2025年6月30日まで（直近年度）を対象とした「」マークの付されている環境パフォーマンス指標（以下、「指標」という。）に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準（以下、「会社の定める規準」という。GHG報告書に記載。）に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてGHG報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- GHG報告書の作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1拠点における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、GHG報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性及び品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、品質マネジメントシステムを整備及び運用している。

以上